「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について (平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知)

第4条「産業構造の変化等の社会経済情勢の変化への対応」に関する見解

平成27年12月 鳥取県

今回の境漁港·市場の高度衛生管理については、以下の理由により承認基準に示す「産業構造の変化等の社会経済状況の変化への対応」と考える。

- ①水産物の安定供給や国際化等の高度衛生管理の行政需要への対応
- ②地域の水産物流通加工業等の構造変化への対応
- ③消費者の漁港・市場の衛生管理意識の高まりへの対応

資料

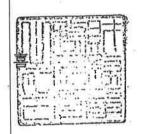
- 1. 補助金等適正化中央連絡会議の決定事項(平成20年4月)
- 2. 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について (平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知)(抄)
- 3. 中四国農政局・水産庁の見解(8月24日、10月14日)
- 4. 漁港における衛生管理基準 (平成20年6月水産庁漁港漁場整備部長通知)
- 5. 境漁港・市場の現状と衛生管理の評価
- 6. 漁港漁場整備法第6条の3に基づく漁港漁場整備長期計画の閣議決定 (平成24年3月)
- 7. 農水大臣による「特定漁港漁場整備事業計画(境港)」策定(平成26年10月)
- 8. 平成27年度水産白書「平成27年度に講じようとする施策」
- 9. 第66回全国漁港大会での決議(平成27年10月)
- 10. 消費者の漁港の衛生管理に関する意識調査結果(平成21年農林水産省)
- 11. 境港周辺の水産加工場の状況
- 12. 境港水産物の輸出状況
- 13. 八戸漁港・市場の事後評価書(農林水産省)



財計第1087号 平成20年4月10日

補助金等適正化中央連絡会議評議員 総務省大臣官房長殿

補助金等適正化中央連絡会議会長 財務事務次官 津 田 廣



補助金等適正化中央連絡会議の決定事項の通知について

平成20年3月28日に開催された第63回補助金等適正化中央連絡会議幹事会において、「平成20年度補助金等予算の執行に関する手続等について」及び「補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について」を議題として協議し、幹事を通じて各評議員の意見を聴いたところ、格別の御異議もなく了承されたので、幹事会における協議事項を補助金等適正化中央連絡会議の決定事項としたことを通知します。

なお、決定事項の内容は、別紙「平成20年度補助金等予算の執行 に関する手続等について」及び<u>「補助金等適正化法第22条の規定に</u> 基づく各省各庁の長の承認について」記載のとおりです。



補助金等適正化法第二十二条の規定に基づく各省各庁の長の承認について

承認は、下記により行うこととする。下同じ。)する場合の補助金等適正化法第二十二条の規定に基づく各省各庁の長のて使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等をいう。以産(以下「補助対象財産」という。)を、財産処分(補助金等の交付の目的に反し地方公共団体が、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財

適切に対処すること。なお、地方公共団体以外の者の補助対象財産についても、下記の趣旨を踏まえて、

を確実に実施すること。すい形で定めるとともに、地方公共団体及び地方支分部局に対する周知・情報提供各省各庁は、補助対象財産の財産処分の承認基準をできるだけ具体的で分かりや

- い限の条件を付することができるものとする。 該補助対象財産に係る行政需要への対応状況の提出を求めることなど、必要最用を確保する観点から、有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求めること、当納付を求めないこととする。なお、補助目的の違成や補助対象財産の適正な使に、承認の際、用途や譲渡先等について差別的な取扱いをしないこと及び国庫たものとみなす制度(包括承認制)を手続の簡素化の観点から導入するとともなす。当該財産処分の承認については、原則、報告等をもって国の承認があっめ、概ね十年経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみ変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るた近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の
- 財産処分については、一と同様とする。 ことのできない事由による財産処分や、市町村合併、地域再生等の施策に伴う二、概ね十年経過前であっても、災害による損壊等、補助事業者等の責に帰する

○ 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について 平成20年5月23日20経第385号農林水産省大臣官房経理課長

(趣旨)

第1条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。 以下「法」という。)第22条に基づく農林水産大臣の承認の基準については、 この通知に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この通知において、用語の定義は、法の規定によるほか、次の各号に定める ところによる。
 - 一 補助対象財産 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で、補助金 等係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条 各号に定めるものをいう。
 - 二 処分制限期間 農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号) 第5条で定める処分の制限を受ける期間又は減価償却資産の耐用年数に関する省 会(昭和40年大蔵省令第15号) に定める耐用年数に相当する期間をいう。
 - 三 財産処分 補助対象財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、 交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。
 - 四 地域活性化等 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化への対応、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化をいう。
 - 五 長期利用財産 補助対象財産のうち、補助目的に従った利用により10年を経過 したものをいう。
- 2 補助対象財産の一部を利用する場合であって、その利用が補助目的の一部として想定されておらず、補助対象財産の機能等を損なうことのない場合には、補助金等の交付の目的に反しない利用となることから、財産処分には該当せず、本基準に定める手続を経ることを要しない。

(財産処分に係る承認申請等)

- 第3条 補助対象財産の所有者が、処分制限期間内に財産処分をしようとするときは、 補助事業者等は、財産処分承認申請書(別紙様式第1号)により、農林水産大臣(法 第26条第1項の規定に基づき、事務委任された各地方農政局長、北海道農政事務所 長又は内閣府沖縄総合事務局長を含む。)に申請し、その承認を受けなければなら ない。
- 2 農林水産大臣は、前項の承認をするときは、別表1の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

(地方公共団体が所有する長期利用財産に係る承認申請等)

第4条 補助対象財産の所有者が地方公共団体である場合において、<u>地域活性化等を</u>図るため、長期利用財産を財産処分しようとするときは、第3条の規定にかかわらず、補助事業者等は、長期利用財産処分報告書(別紙様式第2号)を農林水産大臣に

- 提出することができる。 この場合においては、農林水産大臣による報告書の受理を もって、農林水産大臣の承認があったものとみなす(別表2参照)。
- 2 次の各号に該当するときは、前項の規定にかかわらず、補助事業者等は、長期利 用財産処分承認申請書(別紙様式第3号)により、農林水産大臣に申請し、その承 認を受けるものとする。
 - 一 財産処分が有償の譲渡又は貸付けである場合
 - 二 当該財産処分により、前号に掲げる場合以外の収益が見込まれる場合
- 3 農林水産大臣は、前項の承認をするときは、別表2の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。
- 4 市町村合併により、合併後の新市町村において類似施設が複数あることを理由として、補助目的に従った利用により10年を経過していない補助対象財産を財産処分しようとするときには、補助事業者等は、前項までの規定にかかわらず、別表2に掲げる手続きによることができるものとする。

(略)

(災害被害財産等に係る承認申請等)

- 第7条 補助事業者等は、天災<u>又は自己の責に帰さない事由による火災等</u>により利用することが困難となった補助対象財産について、復旧が不可能であると判断した場合であって、当該財産処分に係る収益がないことが明らかなときは、災害報告書(別紙様式第7号。当該補助事業等の補助金交付要綱等に報告の様式についての定めがある場合には、当該様式による。)により、農林水産大臣に報告し、補助関係が終了したことの確認を求めることができる。
- 2 農林水産大臣は、前項の報告書の記載内容が事実と相違ないと判断できる場合には、補助関係の終了の確認を行うものとする。ただし、災害報告書に記載されている復旧が不可能との判断に疑義がある場合には、第3条から第6条までのいずれかに従った手続きを指示することができる。

別表1 (第3条関係)

処	-	分 区	分	承認条件	国庫納付額	備考
目的9使用		補助事止しない		国庫納付 (情報では (情報では (情報であるでは (情報であるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるであるである。))	目的外使用部分に対するな残存準価値 は時時価額のいずれか高を国際を 国内ののでは、 国内ののでは、 国内ののでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	及産対、場くで来収合てを、庫 を財助うるづか本、場い能し国 で関なに他る財部といるでは、 が、期が間使のこ産が、場で来であるで、 が、期がで関なに他のこ産が、場で関なに他ので関なに他のので関なに他のので関なに明ずで、力を、場い能し国では、また場所で、これので、は、場ので、は、場ので、は、場ので、は、場ので、は、場ので、は、場ので、は、場ので、は、場ので、は、場ので、は、場ので、は、場ので、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は
	•	神業止場	道張より場拡に取す	国庫納付	財産処分により生じる収益(損失補 償金を含む。) に国庫補助率を乗じ た金額を国庫納付する。	自己の責に帰さない事情等やむ を得ないものに限る。
			上記以 外の場 合	国庫納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか 高い金額に国庫補助率を乗じた金額 を国庫納付する。	
譲	度	有償		国庫納付 (ただし、備考の場 (ただし、無対付は不の場 合とは国庫納試財産の とし、いるでは、 になるこ とは、これであるこ とは、これでは、 になるこ	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	集落を基礎とした営農組織が、当の法人化に営農組織が、後の法人化に学い法国庫の法人を関連を関係を表現を受け、といるのは、といるのでは、といるのでは、といるのでは、といるでは、といるでは、といるでは、といるでは、といるでは、といるでは、といるでは、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
		無償		国庫納付 備考の場でには	残存簿価又は時価評価額のいずれか 高い金額に国庫補助率を乗じた金額 を国庫納付する。	処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、国庫納付を 要しない。
交拍	奥	下取交合	換の場	補助対象財産の処に財産の処に財産を が表別でで、 が表別では、 が表別では、 がおり、 がれり、 を がれり、 がれり、 がれり、 がれり、 がれり、 を がれり、 を がれり、 がれり、 を がし。 を を がし。 を がし。 を を がし。 を を がし。 を がし。 を を を を がし。 を を を を がし。 を を を を を を を を を を を を を) #1 #7
		下取交 の場合	換以外	交換差益額を国庫納 付	交換差益額に国庫補助率を乗じた金 額を国庫納付する。	原則、交換により差損が生じない 場合に限る。
貸付は	ナ	有 償休の一時	期間内 貸付け)	収益について国庫納付、かつ、本来の補助目的の遂行に影響 を及ぼさないこと	貸付けにより生じる収益(貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額)に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	
		無 償休の一時	期間内 貸付け)	本来の補助目的の遂 行に影響を及ぼさな いこと		
		長期間以上)		国庫納付	残存無価では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	
担(保		融 育 り 型 け の なる	本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと	9月(カナか 人物に乗用の窓間間ない	

- (注1) 財産処分の承認時に定められた報告期間(又は処分制限期間の残期間内のいずれか短い期間)につき当該財産 の利用状況を報告すること。
- (注2) 譲渡相手方が、財産処分の承認時に定められた報告期間(処分制限期間の残期間内)につき当該財産の利用状況を報告すること。
- (注3)他の法令に基づく許認可等(*)を受けた場合には、当該許認可等を証する書類の写しを承認前に提出すること。 (*)許認可等とは、行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第3号に規定する許認可等をいう。
- (備考1) 上記の返還金算定方式による国庫補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする
- の支出額とする。 (備考2) 国庫補助率については、確定補助率と国庫補助率が異なる場合は確定補助率の数値を用いること。
- (備考3) 農林水産人臣は、上記の処分区分又は承認条件により難い事情があると認める場合には、他の条件を付すことができる。

別表2 (第4条関係)

処 分 区	分	承認条件	国庫納付額	適用条項
目的外使用	収益がない場合	: a - 1		第1項による報告
	収益が見込まれる場合	国庫納付	財産処分により生じる収益(損失補償 金を含む。)に国庫補助率を乗じた金 額を国庫納付する。	第2項による 申請
譲渡	無償	=		第1項による 報告
	有 償	国庫納付	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額 のうち最も高い金額に国庫補助率を乗 じた金額を国庫納付する。	第2項による 申請
貸付け	無償	-		第1項による 報告
	有 償	国庫納付	貸付けにより生じる収益(貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額)に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第2項による 申請
市町村 市町村の合併の特例合併にに関する法律(昭和	収益がない場合	3		第1項による 報告
伴うも 40年法律第6号)に ので補 基づく市町村建設計 助目的 画又は市町村の合併 に従っ の特例等に関する法 た利用 律 (平成16年法律第 により 59号)に基づく合併 10年を 市町村基本計画に基 経過し づいて財産処分され ていな る場合	収益が見込まれる場合	国庫納付	財産処分により生じる収益(損失補償金を含む。)に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第2項による申請
いもの 上記以外の場合(農 林水産大臣が適当で	収益がない場合	_		第2項による申請
あると個別に認めるものに限る。)	収益が見込まれ る場合	国庫納付	財産処分により生じる収益(損失補償 金を含む。)に国庫補助率を乗じた金 額を国庫納付する。	第2項による 申請

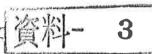
⁽備考1) 上記の返還金算定方式による国庫補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする。

⁽備考2) 国庫補助率については、確定補助率と国庫補助率が異なる場合は確定補助率の数値を用いること。

8/24. 小街方加工流面課的

8/4. 外空产。[hoz]强烈

境港漁港の整備に係る財産処分の件に係る見解について



水産庁

中国四国農政局(食料産業局)

- ・ 経理課としては、あくまで現在の農水省承認基準第4条(国庫返納不要の特例の一つ) の趣旨を確認しただけで、本件について何かを判断したということではない。
- ・ 農水省承認基準第4条は、地方公共団体が「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化への対応」又「既存ストックを効率的に活用した地域活性化」を図るために、長期利用財産を財産処分する場合に適用するものであり、
 - ① 「社会経済情勢の変化への対応」は、例示にある「近年における急速な少子高齢化の進展」や、「産業構造の変化」といった事業者側の努力のみでは解決し難い、自己責任の範囲内とは言えないような状況の変化がある場合
 - ② 「既存ストックを効率的に活用した地域活性化」は、現在利用している施設を地域 活性化に資する目的にために活用する場合 を想定している。
- ・ 今回の財産処分は、「実需者が求める衛生管理の高度化」を図ることが「社会経済情勢の変化への対応」とされているが、衛生管理の高度化が生鮮食料品を取り扱う者として、 事業者側の努力のみでは解決し難い、自己責任の範囲内ではないと真に言い切れるか、という点で疑問の余地があると考えられること。
- ・ 実際、その他の地区において同様の事例があった場合にも、取り壊す施設の財産処分に 当たっては、国費の国庫返納を条件として承認が行われており、国庫返納を行っていること。
- ・ 取り壊した後の新たな施設に国庫補助が入ると「二重補助」となってしまうこと。
- ・ 以上のことから、農水省承認基準第4条の適用は困難であると考えており、すでに担当 部局から連絡させてきていただいているとおり、(農水省承認基準第3条に基づく)国庫 返納を条件とする財産処分が妥当と考えている。

10/14. 北西方.加工流通课时.

境港漁港の整備に係る財産処分の件に係る御質問への回答について

本年9月3日付けでいただいた御質問について、以下のとおり回答いたします。

(質問1) これまでの協議の中で、水産庁、中四国農政局とも「第4条では補助事業の中止(取り壊し)」の項目がないことを理由に、「本件は第4条には該当しない」との説明を受けてきました。

今回の案件は、今までの見解を改め「第4条の趣旨に該当する」と理解して よろしいでしょうか。

(回答)

From:水產庁 加工流 通課

「第4条の趣旨に該当する」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」(平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。)第4条は、地方公共団体が「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化」又「既存ストックを効率的に活用した地域活性化」を図るために、長期利用財産を財産処分する場合に適用するものであり、

- ① 「社会経済情勢の変化への対応」は、例示にある「近年における急速な少子高齢化の進展」や、「産業構造の変化」といった事業者側の努力のみでは解決し難い、自己責任の範囲内とは言えないような状況の変化がある場合
- ② 「既存ストックを効率的に活用した地域活性化」は、現在利用している施設を 地域活性化に資する目的のために活用する場合 を想定してます。

今回の財産処分は、これらの場合に該当しないと考えられること等から、承認基準第4条の適用は困難であると考えている旨、本年8月24日に回答させていただいたところです。

(質問2) 今年7月に第6条に関する中四国農政局の見解では、「現在普通に使用できている補助対象財産については、社会経済情勢の変化により利用困難な財産とはいえない」とされています。

一方このたびの回答では、「社会経済情勢の変化への対応は、産業構造の変化 といった事業者側の努力のみでは解決し難い、自己責任の範囲内とは言えない ような状況」との見解ですが、第6条に規定する「利用困難財産」の見解を再 度伺います。

(回答)

一般論として、補助対象財産が社会経済情勢の変化により補助目的に従った利用が困難となるまでに、事業実施主体が回避するための対策や努力を行い、補助対象財産の利用が困難となっている状況が事業実施主体の責に帰さないと判断される場

合には、承認基準第6条の利用困難財産として承認申請が可能と考えられます。

しかしながら、現在普通に利用できている補助対象財産については、社会経済情勢の変化により利用が困難な財産とはいえないと考えられます。

以上については、平成27年6月26日付けメールにて同様の趣旨のご回答している とおりであり、見解に変わりはございません。

(質問3)本県の高度衛生管理の事業は、農林水産大臣が昨年10月に策定・公表した「特定漁港漁場整備事業計画(境港地区)」に基づき実施するもので、単に「実需者が求める衛生管理の高度化」ではありません。

「国(すなわち国民)が求める衛生管理の高度化の推進は、社会経済情勢への 対応」と考えますが、貴庁(局)のご見解を伺います。

(回答)

本年8月24日に回答させていただいたとおり、「社会経済情勢への変化への対応」とは、例示にある「近年における急速な少子高齢化の進展」や、「産業構造の変化」といった事業者側の努力のみでは解決し難い自己責任の範囲内とは言えないような状況の変化がある場合を想定しています。

そして同じく回答させていただいたとおり、衛生管理の高度化が、事業者側の努力のみでは解決し難い、自己責任の範囲内ではないと真に言い切れるか、という点で疑問の余地があると考えられ、今回の案件は自己の責に帰さない事情等やむを得ない場合には該当しないと判断したので、国庫返納を条件とする財産処分が妥当であると考えています。

(質問4)「事業者側の努力のみで解決し難い、責任の範囲内ではない」とは、どのような社会経済情勢の変化を示すのでしょうか。具体的な承認基準をご教示願います。

(回答)

承認基準第2条第1項第4号に記載されている「近年における急速な少子高齢化の進展」、「産業構造の変化」等が社会経済情勢の変化としての具体的な例示です。 この他については、個別案件ごとに判断することになります。

(質問5) 承認基準にある「地域活性化等」で示す「産業構造の変化等の社会経済情勢への変化等への対応」について、これまで農林水産省内で第4条を適用した具体的な承認事例をご紹介願います。

(回答)

具体的な事例としては、国の補助金で整備した施設を解体・撤去し、発生した余 剰地に地域の課題解決を図るための商業施設、福祉施設及び教育施設等を整備する もので、「産業構造の変化等の社会経済情勢の変化への対応」に資すると判断された ものがあります。

(質問6) また、その承認時の社会経済情勢等の理由を伺います。

0335081357

(回答)

上記事例では、当該施設の再整備に伴い生じる余剰地の活用策は、①人口減少と少子・高齢化への対応、②医療・福祉、介護施策などの充実及び、③教育と文化の振興等、開設自治体が抱える社会的課題を踏まえ、当該自治体の第三者会議が当該余剰地の活用方向について提言した、①民間活力の活用(ノウハウ、資金)、②商業施設に限らない幅広い土地活用、③にぎわいの創出、④人口減少対策としての雇用の創出、とする内容に合致したものであり、例えば、年々進む高齢化に伴い必要性が増す高齢者向け施設の整備など、目的とするものが「社会経済情勢の変化への対応」として認められたものです。

(質問7) その他の地区での、農林水産省内で「同様な事例(高度衛生管理対策に 係る事業等)」をご教示願います。

(回答)

他地区においては、本年度、高度衛生管理のための特定漁港漁場整備計画に基づ く漁港の整備で、整備に伴い取り壊す施設の財産処分に当たって国庫補助金相当額 の国庫返納を条件として承認が行われているところです。

(質問8) この場合、国庫返納を条件とした根拠及び第4条等で対応できない理由 も併せてお願いします。

(回答)

国庫補助金相当額の国庫返納を条件とした根拠は、承認基準第3条となります。 なお、前記事例では、補助事業者である県から、承認基準第3条第1項に基づき財 産処分の承認申請が行われているところであり、第4条等で対応できない理由につい ては、貴県への説明と同様の趣旨の説明をしているところです。

(質問9)取り壊した後の新たな施設に国庫補助金が入ると二重補助になるとの見解ですが、第4条(収益がない場合)では国庫納付を条件としていませんので、

承認された時点で旧補助金は完了したものと考えます。また、新たに整備する 施設は最近の社会経済情勢に対応し機能向上した施設であり、二重補助になら ないと考えますが、貴庁(局)の見解を伺います。

0335081357

(回答)

残存価格のある補助対象財産(補助事業継続中)を取り壊し、更に、機能向上し た施設であってその施設の目的が同一の新たな施設を整備するため、国庫補助事業 により事業を行うことは、「二重補助」となります。

(質問10) 補助金等適正化中央連絡会議会長通知(平成20年4月)では、「社会経済 情勢の変化に対応するため、概ね10年を経過した補助対象財産については、補 助目的を達成したものと見なす」とされています。

今回の件は、流通過程での衛生管理の強化という社会的要請へ対応するため、 補助目的に従って30年以上活用した施設を取り壊すものであり、補助目的を達 成した施設と考えますが、貴庁(局)の見解を伺います。

(回答)

補助金適正化中央連絡会議会長通知では、その財産処分の目的が、

「①近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変 化に対応するため

又

②既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため」

のいずれかである場合は、「概ね10年経過した補助対象財産については、補助目的を 達成したものとみなす」とされており、今回の件については、①に関しては前記の とおり該当せず、②に関しては取り壊すことは既存ストックを効率的に活用するも のに該当しないことから、補助金等適正化中央連絡会議会長通知の「補助目的を達 成した施設」には該当しないと考えられます。

漁港における衛生管理基準について

平成20年6月12日 20水港第1070号 国土交通省北海道開発局農業水産部長 関係都道府県水産関係担当主務部長 内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 あて 水産庁漁港漁場整備部長通知

(国土交通省北海道開発局農業水産部長あて)

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条の3の規定により閣議決定された漁港漁場整備長期計画では、重点的に取り組むべき課題として、「国際競争力の強化と力強い産地づくりの推進」を定め、その目指す主な成果として「水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、漁港漁場整備事業を通じた高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合を、23%(平成16年度)から概ね50%に向上させる」ことを目標としたところである。

そこで、漁港における衛生管理対策の考え方を整理すべく、学識経験者等からなる検討 委員会を立ち上げ、衛生管理対策を行う上で目安となる基準を検討し、今般、別紙のとお り作成したところである。貴局におかれては、本基準に十分留意の上、漁港での衛生管理 対策について一層強力な取組をお願いする。特に、漁港漁場整備長期計画において衛生管 理の強化等を図ることとしている水産物流通の拠点となる地区については、計画期間中の 目標達成に御配慮願いたい。

(関係都道府県水産関係担当主務部長あて)

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条の3の規定により閣議決定された漁港 漁場整備長期計画では、重点的に取り組むべき課題として、「国際競争力の強化と力強い 産地づくりの推進」を定め、その目指す主な成果として「水産物の流通拠点となる漁港で 取り扱われる水産物のうち、漁港漁場整備事業を通じた高度な衛生管理対策の下で出荷さ れる水産物の割合を、23%(平成16年度)から概ね50%に向上させる」ことを目標とした ところである。

そこで、漁港における衛生管理対策の考え方を整理すべく、学識経験者等からなる検討委員会を立ち上げ、衛生管理対策を行う上で目安となる基準を検討し、今般、別紙のとおり作成したところである。 貴都道府県におかれては、本基準を参考とされ、漁港での衛生管理対策について一層強力な取組をお願いする。特に、漁港漁場整備長期計画において衛生管理の強化等を図ることとしている水産物流通の拠点となる地区については、重点的な取組により早期に効果が発現されるよう御配慮願いたい。

なお、貴管下関係市町村に対しては、貴職より通知願いたい。

(内閣府沖縄総合事務局農林水産部長あて)

このことについて、別添のとおり沖縄県水産関係担当主務部長あて通知したので、御了知願いたい。

漁港における衛生管理基準

第1 衛生管理基準の考え方

1 安全性確保、取組の持続性確保、品質管理等の重要性にかんがみ、一層の衛生管理体制の向上を図る際の目安とすべく、レベル1から3までの3段階で基準を設定する。

レベル	定義	考え方
1	食中毒菌の混入を防止するため、 危害要因となり得るすべての項 目において必要最低限の措置が 行われている漁港	①「岸壁での陸揚げ作業」「荷さばき所でのせり・荷さばき作業」の全工程を通じた危害要因の特定 ②全行程を通じて危害要因をなくすためのハード及びソフト対策の実施 等
2	各種対策により食中毒菌の混入 のないことが確認されていると ともに、効果の持続化が図られ ている漁港	レベル1の対策に加え、 ①各種基準を満足するために必要となる ハード及びソフト対策の実施 ②取組の持続性を確保するための定期的 な調査・点検の実施 等
3	衛生管理に対する総合的管理体 制が確立されている漁港	レベル1、2の対策について、 ①記録の維持管理 ②要請に応じた情報提供が可能となる体 制 等の構築

- 2 衛生管理の評価に当たり、「水環境」、「水産物の品質管理」及び「作業環境」の3つの視点から基準を設定する(基準の詳細については別表のとおりである)。
- 3 同一漁港であっても、多様な魚種・取扱形態での作業が存在することから、漁港単位では なく、陸揚げから出荷までのラインごとに評価することとする。

第2 漁港における衛生管理の取組の方針

- 1 レベル1については、水産物を陸揚げするすべての漁港で早期に対策を講じることが重要である。
- 2 レベル2については、レベル1を満たす漁港のうち、水産物流通の拠点となる地区について順次対策を講じることが重要である。なお、水産物流通の拠点となる地区にあっては、現行の漁港漁場整備長期計画の期間中に、そこで取り扱われる水産物の約 50 %で適用することを目標として衛生管理対策を推進することとしている。
- 3 レベル3については、レベル2を満たす漁港の中から、順次対策を講じることが重要である。

境漁港・市場の現状と衛生管理の評価

○現在の境漁港・市場



鳥取県営境港水産物地方卸売市場





老朽化により危険な状態



トラックの排ガス汚染



手狭な市場で人の出入が自由



マグロの直置き

【境漁港・市場における衛生管理レベル】

平成 26 年時点: レベル 1 (レベル 2 以上のものとして出荷される水産物の割合は 9.3%) ※衛生管理基準レベルについては「参考」のとおり

○漁港・市場の高度衛生管理化







境漁港・市場の完成イメージ図

平成24年3月23日(金)定例閣議案件 | 閣議 | 資料集 | 首相官邸ホームページ

首相官邸 • me Minister of Japan and His Cabinet

English 中文 三語灌扣 Q

ご意見・ご感想

検索

総理大臣

記者会見

吉農

国の政策

歴代内閣

資料集

一般案件

首相官邸トップ 閣議 平成24年 平成24年3月23日(金)定例閣議案件

平成24年3月23日(金)定例閣議案件

閣議

ツイート チ ジェア

田園

文字サイズの変更 日

平成27年

閣議

平成26年

平成25年

平成24年

平成23年

平成22年 平成21年

過去の間謙客件

平成23年度一般会計予備費使用について

(財務省)

水産基本計画の変更について

(農林水産省)

漁港漁場整備長期計画について

(同上)

正仁親王同妃両殿下のトンガ国御旅行について

(宮内庁・外務省)

国会提出案件

郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しに関する郵政民営化委員会の意見の報告につい τ

(内閣官房)

参議院議員大江康弘(自)提出東日本大震災一周年追悼式に関する質問に対する答弁書について

衆議院議員近藤三津枝(自)提出緊急事態に対する現行憲法の問題に関する質問に対する答弁書に ついて

(総務省)

参議院議員水野賢一(みんな)提出政府が調達した電気や東京電力の応札等に関する質問に対する 答弁書について

衆議院議員秋葉賢也(自)提出原子力損害賠償紛争審査会指針の賠償対象区域に関する第3回質 問に対する答弁書について

(女部科学省)

衆議院議員木村太郎(自)提出脳脊髄液減少症対策に関する質問に対する答弁書について

(厚生労働省)

衆議院議員山本拓(自)提出売電目的の農地転用(消滅)面積は農水省では「予測は困難」とした政府 答弁書に関する質問に対する答弁書について

(農林水産省)

衆議院議員中島隆利(社民)提出ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案に 関する質問に対する答弁書について

長期計画(平成24~28年度)の概要 漁港漁場整備引

漁港漁場整備事業の基本的な考え方

我が国全体の水産業をめぐる情勢や今後の水産施策の展開を踏まえ て、水産業の基盤の整備における課題に対応 0

- ・東日本大震災からの早期復旧・復興
- ・水産物の安全・安心など消費者ニーズへの対応
- ・漁港・漁村の安全性の確保や活力ある漁村づくり
- など ・資源量が低位又は悪化している水産資源の回復

「海港漁場整備基本方針」の見直し 0

・これらの課題に的確に対応するため、漁港漁場整備の推進に関する 基本方針を変更。特に、震災からの復旧・復興及び震災を踏まえ、基本 的な方向を見直す。 水産基本計画との密接な連携の下、漁港・漁場・漁村の総合的かつ計 腎的な整備を推進 0

漁港漁場整備長期計画における重点課題

基本方針に即して、今後5年間(平成24~28年度)に以下の課題を重点的に取り組む 0

災害に強く安全な地域づくりの推進

東日本大震災からの復旧・復興及び全国の漁港・漁村の防災対策を推進するため、水産 物の流通拠点漁港の耐震化、漁村の防災機能の強化を図る。

水産物の安定的な提供・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進 N

水産物の流通拠点漁港における衛生管理対策に取り組むとともに、既存の漁港施設の 長寿命化対策の実施、漁村の生活環境等の改善を図る。

豊かな生態系を目指した水産環境整備の推進 ო

資源管理等と連携し、水産生物の生活史に配慮した漁場整備を推進し、良好な生息環境 空間を創出する。

これらの重点課題に対して、目指す主な成果や事業量を長期計画中で下記の とおり数定 0

目指す主な成果

災害に強く安全な地域づくりの推進

1) 陸楊岸壁が耐震化された水産物の流通拠点漁港の

20%(H21) ⇒ おおむね65%(H28)

おおむね80%(H28) 防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率 ſÌ 44%(H21) 6

対応できる力強い水産業づくりの推進 水産物の安定的な提供・国際化に

おおむね70% (H28) 1)高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合 29%(H21) 2)漁港施設の老朽化対策が計画的に実施可能な漁港の割合 おおむね100% (H28) 11%(H21) =>

49%(175人)(H21) = おおむね65%(おおむね24万人)(H28) 3) 漁業集落排水処理を行う漁村の処理人口比率

豊かな生態系を目指した 水産環境整備の推進

間を創出するための漁場再生及び新規漁場整備に 水産生物の生活史に対応した良好な生息環境空 より新たに提供される水産物の量

5年間でおおむね11万トン

事業量

災害発生時の水産業の早期再開のための漁港・漁 村の防災機能の強化を図るため、次の事業を実施

- (おおむね40漁港) ・陸揚岸壁が耐震化される水産物の流通拠点漁港の数
- ・防災機能の強化対策が講じられる漁村の数

(おおむね400地区)

水産物流通の構造改革を推進しつつ、水産物の安定供 給体制を構築していくことを目的として、次の事業を実施

- 整備される水産物の流通拠点漁港の数(おおむね100漁港)
- おおむね240漁港) 中核的に生産活動等が行われる漁港の整備地区数
- (おおむね600漁港) ・機能保全計画を策定する漁港の数
- ・漁業集落排水処理施設を整備する漁村の数

・薬場・干潟の造成を推進 (おおむね200地区)

我が国周辺水域において、水産資源の回復や 生産力の向上を図るため、次の事業を実施

良好な生息環境空間を創出する計画に基づく整備海域 (おおむね20海域)

・魚礁や増養殖場の整備

おおむね6万ha)

・漁場の効用回復に資する堆積物除去等の実施

(おおむね23万ha)

おおむね5.5千ha)

特定漁港漁場整備事業計画(抜粋) 平成 26 年 10 月 31 日公表

二 当該区域の水産業に係る現況、課題及び整備方針

当該区域の水産業に係る現況、課題及び整備方針

① 水産物の安定的な提供に対応できる力強い水産業づくりの推進

【現況、課題】

境漁港は陸揚げ岸壁の延長が不足しており、盛漁期等には2艘着けや他漁港への回避により対応している。十分なけい留スペースが確保できないことが大中型まき網船団の境漁港への入港を減らしている一因にもなっている。

境漁港の強みは、漁獲物の処理能力の高さにある。しかし、水揚港としては上屋や岸壁が狭く、まき網漁業とベニズワイガニのかにかご漁業が同じ岸壁を使うなど、複数の漁業種類が輻輳して利用しており、それぞれの漁業種類の衛生管理や水揚げの効率化に迅速かつ的確に対処することが難しいのが現状である。

国民の水産物の衛生管理に対する関心は高く、水産物の陸揚げ場所である漁港においても 高度な衛生管理が求められている。3号から5号上屋は屋根だけで壁がないため、市場利用者 は風雨等にさらされるほか、カモメなどの鳥類が自由に侵入し危害の混入の恐れがあり、水 産物を取り扱う場所としては十分な環境になっていない。沖合底びき網漁業や沿岸漁業の漁 獲物を取り扱う2号上屋は壁やシャッターが整備されているものの、場内は人、水産物、車 両が渾然一体となっており、排気ガスによる汚染も懸念される。

境港水産物地方卸売市場は昭和48年から昭和60年に整備された施設が多く築30年以上が 経過している。ブロック壁面の破損、鉄骨・配管の錆、屋根雨漏りなど施設の老朽化が激し く安全面及び衛生面で危惧されている。

【整備方針】

国が定めた高度衛生管理基本計画に基づき、境漁港の陸揚げ岸壁とその背後の魚市場が立地する荷さばき所を対象範囲とし、取り扱われる水産物が、陸揚げから荷さばき、出荷に至る各工程において、生物的、化学的あるいは物理的危害が加わらないよう、高度な衛生管理に対応した岸壁と荷さばき所の一体的な整備を行うこととする。

② 災害に強く安全な地域づくりの推進

【現況、課題】

境漁港は、平成12年10月6日に発生した鳥取県西部地震において陸揚げ岸壁周辺や流通加工団地が甚大な被害を受けた。災害発生時の地域住民、漁港・市場利用者、来訪者の安全確保や、災害発生後速やかに水揚げが再開できる「災害に強い漁港・市場づくり」が求められている。

【整備方針】

今般の地震・津波の被災経験を踏まえ、漁港利用者の避難対策や市場機能の継続又は被災 後速やかな活動再開が図れるよう岸壁の耐震化を行う。 平成27年度水産白書「平成27年度に講じようとする施策」(抜粋)

▼ 水産物の消費拡大と加工・流通業の持続的発展による 安全な水産物の安定供給

3 水産物流通の品質・衛生管理対策の推進

水産物の安全性向上のため、生産者、加工業者、流通事業者がフードチェーンにおいて科学的知見に基づく取組を確実に実施できるよう、特に以下の取組を推進します。

(1) 漁港における品質・衛生管理対策の推進

国産水産物の輸出促進及び国内市場における競争力強化を図るため、全国及び 地域の水産物流通の拠点となる漁港の施設を改良し、又は新設する際に、鮮度保 持、細菌等の混入防止等の高度な品質・衛生管理の導入等の対策を推進するとと もに、地域水産物の付加価値向上を推進します。

特に、全国の漁港の陸揚量の約3割を占める特定第3種漁港については、我が 国の水産物の輸出先となっている国々が求める衛生管理の水準(EU向けHACCP等) も念頭においた衛生管理対策を積極的に推進します。

誤 宣 (案)

守り、「和食」に代表される健康的で豊かな日本の食文化を支えてきました。我々は、水産業と漁村を健全に維持・発展させることにより、世界に誇れる恵み豊かな海を

資源を積極的に活用する、地域の活性化にも取り組んできました。また、水産業が核となる地域においては、漁村の持つ豊かな自然、文化、水産物などの地域

高度化により国際競争力を高め、輸出拡大を図っていかなければなりません。応えるため、新鮮で安全・安心な水産物の安定供給に努めるとともに、水産物の衛生管理の水産業には克服すべき多くの課題が存在しますが、我が国の水産物に対する国民の信頼に

水産資源の回復は待ったなしの状況となっています。特に、水産生物の成育にとって大切な薬場・干潟の保全と再生や漁場の生産力の向上による

の加速化と水産業の活性化対策に更に力を入れることが必要です。東日本大震災の被災地の復旧・復興には今少し時間を要すると考えられますが、復旧・復興

災害に強い安全な漁業地域を実現することが重要です。備えて、防災・減災対策を緊急に講ずるとともに、老朽化した漁港施設の長寿命化に取り組み、また、近い将来発生が予測される南海トラフ等大規模な地震・津波や頻発する自然災害に

演村を豊かで安心して暮らせる場とするため、努力して参ります。我々はこれからもこれらの取り組みを続け、水産業を魅力ある産業として次世代に伝え、

ます。このためには、漁業地域への力強い支援が必要であり、左記の事項の推進を強く提言いたし

딢

- 一、安全・安心な水産物の供給と輸出拡大に資する漁港の高度衛生管理対策の推進
- 一、水産環境整備による豊かな生態系と水産資源回復対策の推進
- 一、漁港、漁村及び海岸の防災・減災対策、長寿命化対策の推進
- 、浜の活力再生や漁港の多目的な活用による水産業・漁村活性化対策の推進

平成二十七年十月二十二日

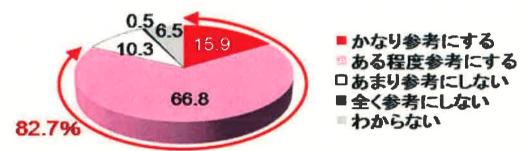
消費者の漁港の衛生管理に関する意識調査結果(平成21年農林水産省)

- ○水産庁は、漁港の衛生管理対策に関する消費者等の意識を把握するため、 インターネットによるアンケート調査を実施。
- 1 実施時期 平成 2 1 年 5 月 2 8 日 ~ 6 月 1 日
- 2有効回答者数

1,500名 (対象者数 2,387 名)

3主な意見

・水産物を購入する際、約8割の方が、漁港の衛生管理対策の情報があれば参考にすると回答(下図参照)



「水産物を購入する際、漁港の衛生管理対策の情報があれば 参考にしますか」

- ・約6割の方が、衛生管理対策を行った結果、魚の価格が上昇しても購入 すると回答
- ・水産物を扱う場所の対策として、半数以上の方が、作業終了後は床面等 を殺菌処理水により洗浄、排水は処理してから排出、水産物陳列時は鳥 獣の侵入を防止を重点的に強化してほしいと回答
- ・水産物の取扱の対策として、半数以上の方が、水産物の温度管理、殺菌 した水・氷の使用、水産物に直射日光等が当らないような対策を重点的 に強化してほしいと回答
- ・水産物を扱う人の対策として、半数以上の方が、手洗い、長靴消毒、清 潔な服装や着帽を重点的に強化してほしいと回答
- ・自由意見欄では、漁港の衛生管理にしっかり取り組んでほしい、衛生管理の取組の情報を消費者に伝えてほしいという意見が多く寄せられた。

境港周辺の水産加工場の状況

- 〇平成 25 年工業統計調査によると、境港市の事業所総数は 78 社、従業員数は 3,013 人で、 そのうち水産製造関係の事業所数は 32 社、従業員数は 1,361 人と、従業員全体の約 45% が水産製造関係の事業所に従事している。
- 〇近年、対米を中心に徐々にではあるが HACCP 導入する企業が増加してきており、将来的 に EU-HACCP 導入を考えている企業もある。

1 境港市の工業出荷額

〇平成25年工業統計調査(従業員4人以上の事業所対象)

産	業別	享業所数 従業者数 出荷額 (万円)			食料品のうち水産製造関係			
_	料品		2,082	4,997,433	品目	事業所数	従業者数	出荷額 (万円)
飲料	飼料等	5	94	158,577	海薬加工品	2	218	Х
機	維	2	16	X	陳 製品	. 1	24	X
*	材	1	229	X	塩干・塩蔵品	1	47	X
	スチック	3	81	107,204	冷凍水産物	3	139	621,764
窯業	土石	3	30	61,827	冷凍水產食品	13	730	2,571,993
金	鹰	8	91	122,940	その他の	10	202	100 075
	用機械	1	7	Х	水産食料品	12	= 203	189,975
そ	の他	8	383	771,492	er .	20	1 201	(養成止53.3%)
総	数		3,013	7,281,684	計	32	1,361	3,882,408

2 県西部における水産加工施設のHACCP導入状況(H27.9現在)

〇対米輸出水産食品取扱認定施設(6施設)

施設名	施設住所	輸出品目	認証機関
ADEKA ファインフーズ(株)	境港市	かに加工品	厚生労働省
(株)門永水産	境港市	冷凍ズワイガニ (ボイル&生)、冷凍タラバガニ (ボイル&生)	大日本水産会
友田セーリング(株)本社工場	境港市	ボイル紅ズワイミート、ボイルズワイミート、カニペースト、骨まで魚(プレーン、煮魚、焼きほぐし身)、焼魚(骨取り、骨あり)	大日本水産会
(株)ダイマツ	米子市	シルバーしょうゆ漬	大日本水産会
北陽冷蔵(株)本社工場	境港市	カニ爪フライ、カニグ ラタン、かにみそ	大日本水産会
(株)オーク	境港市	生食用冷凍アジフィレー、酢調味冷凍アジフィレー、酢調味冷凍サバフィレー	大日本水産会

〇水産食品加工施設 HACCP 認定制度認定工場(2施設)

認定工場	工場所在地	製品名	認定機関
(株)井ゲタ竹内	境港市	味付けもずく(もず く酢)	大日本水産会
(株)さんれい製造境港工場	境港市	かに爪のクリーミー フライ	大日本水産会

境港水産物の輸出状況

境税関を通過した主な輸出水産物量

財務省貿易統計(境税関、輸出、魚介類及び同調製品)(主なもの) (単位:トン)

国名/年度	2010	2011	2012	2013	2014
インドネシア	337	1,321	267	693	0
フィリピン 〔サバ〕	538	247	140	0	70
シンガポール	0	0	25	0	0
マレーシア	0	0	0	48	75
タイ 〔タイ〕	415	1,392	129	1,953	20
ベトナム 〔アジ〕	710	1,404	632	1,520	2,450
中華人民共和国 〔アジ、サバ〕	3,222	2,041	1,933	2,724	3,118
大韓民国 〔アジ、イワシ〕	4,601	4,096	1,311	3,863	3,400
ロシア	11	0	0	0	0
※合計	9,978	10,646	4,441	10,826	9,181

※主なものを抜粋したため、表記の国の合計とは一致しません。

主な輸出品目

マグロ、イワシ、サバ、アジ、 タイ、カニ、イガイ 等



境港における定期航路

[※]色付欄は TPP 参加国。

事後評価書 (期中の評価)

整理番号 11

都道府県名	青森県	関係市町村	寸 ノ	(戸市	期中評価実施	をの理由 しんしょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	1
事業名	水産物供給基準	盤整備事業	(水産流通基	盤整備事業	(特定))
地区名	八戸		事業主体		青森県・八	戸市	

I 基本事項

I	基本事項						
1.	地区概要						
	漁港名(種別)	八戸(特定第3種)	漁場名	_			
	陸揚金額	23,105 百万円	陸揚量	118,627 トン			
	登録漁船隻数	308 隻	利用漁船隻数	981 隻			
	主な漁業種類	大中型2そうまき網、いか釣り、沖合底びき網	主な魚種	するめいか、さば類、あかいか			
	漁業経営体数	239 経営体	組合員数	333 人			
	地区の特徴	第2の都市である。 八戸地域は、磯根の発達した 古くから漁業が発達し、八戸漁 和35年の特定第3種漁港の指 ど、水産都市としての基盤整備 は3年連続で水揚げ量日本一を してきた。この水揚げを背景に	八戸地域は、磯根の発達した沿岸漁業に加え、三陸沖の好漁場に恵まれ、古くから漁業が発達し、八戸漁港は遠洋・沖合漁業の拠点となっている。昭和35年の特定第3種漁港の指定を契機に魚市場の整備や背後施設の建設など、水産都市としての基盤整備が進められ、昭和41年から43年にかけては3年連続で水揚げ量日本一を記録するなど日本有数の漁業基地として発展してきた。この水揚げを背景に、水産物流通・加工業、それを支える氷や資材を供給する産業が集積し、漁具や漁船装備に関わる産業も含めて地域経済				
2.	事業概要						
		当地区は、特定第3種漁港とり、水産都市の発展のみならず船の大型化による陸揚げ用岸壁化などによる機能低下が生じてまた、国民への水産食糧供給の	地域経済に重要 延長の不足や漁 おり、円滑な漁	な役割を果たしているが、漁港施設、流通機能施設の老朽 業活動の支障を来している。			
	事業目的	余地が大きい状況である。この前面泊地を浚渫し、漁船の安全 老朽化した施設を補修し機能の 水産業の維持、振興を図るもの により、漁業生産から陸揚げ、 化を目指すとともに、より高度 し、国際競争力の強化を図る。	状況を改善する な係留と陸揚け 回復・強化する である。また、 流通の効率化及 な衛生管理施設	がの効率化を目指すとともに、 のことで、水産物の安定供給と 現在、分散する荷捌所の集約 び市場運営形態のコンパクト なを併せ持った荷捌所等を整備			
	事業目的 主要工事計画	余地が大きい状況である。この前面泊地を浚渫し、漁船の安全 老朽化した施設を補修し機能の 水産業の維持、振興を図るもの により、漁業生産から陸揚げ、 化を目指すとともに、より高度	状況を改善する な係留と陸揚け 回復・強としまた、 であるの効等理施 な衛生管理施 が西防波堤85m 地21,000㎡、-4 は21,000㎡、-4 は1,250m、	ため、係船岸の改良と同時に がの効率化を目指すとともに、 のことで、水産物の安定供給と 現在、分散する荷捌所の集約 び市場運営形態のコンパクト を併せ持った荷捌所等を整備 か、護岸95m、 4.0m泊地4,000㎡、 の場場場160m、船揚場60m、			
		余地が大きい状況である。この前面泊地を浚渫し、漁船の安全 老朽化した施設を補修し機能の 水産業の維持、振興を図るもの により、漁業生産から陸揚高の により、漁業生産から陸場高の により、漁業生産から陸場高の により、漁業生産がら陸場の 、上、国際競争力の強化を図る。 内防波堤115m、北防波堤50m、 -3.0m泊地50,000㎡、-6.0m泊 -4.5m岸壁476m、-6.0m岸壁9 -6.0m岸壁389m、道路1,130m、	状況を改善する な係留と陸揚け 回復・強としまた、 であるの効等理施 な衛生管理施 が西防波堤85m 地21,000㎡、-4 は21,000㎡、-4 は1,250m、	ため、係船岸の改良と同時に がの効率化を目指すとともに、 のことで、水産物の安定供給と 現在、分散する荷捌所の集約 び市場運営形態のコンパクト を併せ持った荷捌所等を整備 か、護岸95m、 4.0m泊地4,000㎡、 の場場場160m、船揚場60m、			

Ⅱ 点検項目

1. 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

	直前の評価	今回の評価	
総費用(千円)	5, 854, 000	15, 374, 702	- - ※別紙「費用対効果分析集計表」のと
総便益(千円)	9, 290, 000	21, 375, 738	おり
費用便益費(B/C)	1. 59	1. 39	

総費用の変更の理由

平成18年1月の第1回計画変更において、漁船の維持補修への対応、施設利用の安全性の確保、利便性の向上を図るため、老朽化した船揚場及び物揚場の改良、橋梁の補修等を追加したことにより費用が増加した。

また、平成20年2月の第2回計画変更により、老朽化した魚市場の更新と併せ、運営形態のコンパクト化を目指した市場機能の集約と水産物の安全・安心の観点から高度に衛生管理された水産物を取り扱う社会的ニーズに対応することを目的に、荷捌所建屋及び付帯施設の整備、清浄海水導入施設、漁港浄化施設の整備を追加したことにより費用が増加した。

便益算定項目について変更がある場合はその項目と変更の理由

計画変更により荷捌所等の衛生管理型施設の整備を追加したことにより、整備により発現する便益が増加した。

その他費用対効果分析に係る要因の変化

事業期間は、当初、平成14年度から平成21年度まであった。第2回計画変更において 荷捌所建屋及び付帯施設の整備、清浄海水導入施設、漁港浄化施設の整備を追加したことに より、完了予定年度を平成24年度としていたが、産地市場における荷捌き所等の整備であ るため、漁業調整に時間を要したことや、整備した荷捌き所が東日本大震災で被災し、復旧 に時間を要したこと等により、計画期間を延長し、完了予定年度を平成28年度とした。

2. 漁業情勢、社会経済情勢の変化

(1) 漁業情勢及び漁港施設、漁場施設等の利用状況と将来見通し

計画策定後の漁業集落に関わる社会経済状況、自然状況の当初想定との相違と将来見通し

八戸の水産業は、日本一のいかの水揚げ基地である八戸漁港を擁し、加工施設及び冷凍冷蔵施設の充実等を背景に発展を続け、常に全国上位の水準にあるが、近年の国際的な漁業規制の強化、日本周辺海域における漁業資源の減少、魚価低迷、就業者の減少や高齢化、燃油価格の高騰や大型クラゲの来襲など、水産業を取り巻く環境は大変厳しいものとなっている。また、国連海洋法条約の発効に伴い漁獲可能量(TAC)が設定され、水産資源の適切な保存管理と維持的利用を基本とする枠組みが構築されており、当初の想定よりも減少している状況である。

漁業形態、流通形態について当初想定との相違と将来見通し

当漁港の魚市場機能は、港湾区域に立地する卸売場を含めて4ヶ所に分散立地しているが、漁港区域内の3ヶ所の荷捌所建屋は、大量水揚げ時代に陸揚げ形態ごとに分けて整備されたものであり、整備後30から40年経過しているため施設の更新時期を迎えている。

このことから、現在の分散立地に対し、水揚げの大幅な拡大は期待できない資源状況 や国際漁業情勢の中で、運営形態のコンパクト化を目指す必要があるため、市場機能の 集約を図ると共に食の安全・安心確保の観点から、より高度な衛生管理中で水産物を取 り扱うことが社会的ニーズとなっている。

漁港施設等の利用状況について当初想定との相違と将来見通し

八戸漁港は、かつて大量に水揚げされたイワシやサバが以前ほど獲れなくなったため、水揚げ高は減少傾向にあるが、近年は、水揚げ数量12~14万トンで推移しており、、全国でも上位の水揚げ高を維持している。

将来もこの状況で推移し、漁港施設が利用されると予測される。

(2) その他社会情勢の変化

平成23年3月11日東北地方太平洋沖地震及び津波によって、八戸漁港においても岸壁 や臨港道路等の漁港施設が倒壊・破損する被害を受けたが、平成24年9月までに漁港施設 の災害復旧を全て完了した。今後は、東日本大震災からの復興に向けて、水産食料基地とし ての拠点強化が求められている。

3. 事業の進捗状況

平成14年度から工事に着手し、年次計画に対する進捗率はやや低い。平成22年度に荷捌所A棟及びB棟の新築部分、平成23年度には舘鼻地区の橋梁補修が完了しており、今後は舘鼻地区の耐震強化岸壁及び荷捌所(B、C、D棟)を重点的に整備し、平成28年度に完了の予定である。

4. 関連事業の進捗状況

当事業のうち荷捌所建屋及び付帯施設の整備、清浄海水導入施設、漁港浄化施設の整備等 の流通構造改革拠点に関連する施設は、平成19年度より流通構造改革拠点漁港整備事業の 認定を受け実施している。

また、漁船漁業の構造改革を進めるため、平成19年度より漁船漁業構造改革総合対策事業において八戸地域プロジェクトとして大中型まき網の燃油量削減、操業の合理化、冷凍サバの開発等ための新たなミニ船団化等の取組みを実施している。

5. 地元 (受益者、地方公共団体等) の意向

八戸市では、近年の国際的な漁業規制の強化、日本周辺海域における漁業資源の減少、魚価低迷、就業者の減少や高齢化、燃油価格の高騰や大型クラゲの来襲などの水産業の情勢下において、水産業の再編と更なる発展を図るため、漁船漁業の再生、経営体質の強化(魚市場機能の集約、衛生管理の高度化)、水産業の拠点整備、生産基盤の整備の施策を展開し、総合的な水産業の振興に取り組んでいる。

6. 事業コスト縮減等の可能性

①実施断面の決定時には、経済性を考慮し、新技術、新工法、新材料等の導入によるコスト 縮減を図る。

②施設の設計をする際、設計VE等を導入し、機能の確保・向上とともにコスト縮減を図る。

③年次計画による効率的な工事執行を努め、事業の効率化に伴う事業コストの縮減を図る。 ④関連する他事業と連携して事業を実施することにより、事業効果の増大を図るとととも に、事業コストの縮減を図る。

7. 代替案の実現可能性

他の市場(久慈市場・三沢市場)での機能補完した場合について検討したが、運営コストが 増大することから、現段階での代替案の可能性は無い。

Ⅲ 総合評価

本事業は、生産流通拠点として重要な役割を担っている当該地区において、安全・安心な漁業活動の確保と効率的な陸揚げ、流通システムの構築を図るために、漁港施設、荷捌所等の整備を 行うものであり、事業の進捗率も73%と順調に推移している。

残る事業においても、水産物の安定供給と水産業の維持、振興を図る上で必要不可欠な事業であり、地元も経営体質の強化に強い関心を持ち、要望もあがっているところである。

また、貨幣化が可能な効果について、費用対効果分析を行ったところ、1.0を超えており、 経済効果についても確認されている。

さらに、本漁港は国内有数の漁港であり、全国で最も重要な役割を担う漁港の一つである。 以上の結果から、本事業の必要性及び経済性は高いと認められ、事業の継続は妥当であると判 断される。